



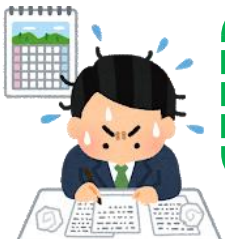
大地申第1号「JR 東労組大宮地本第23 回定期大会」の発言に基づく申し入れ第2 回交渉を7ヶ月ぶりに開催!【2023年3月31日】

団体交渉を軽視するよ うな姿勢に物申す!!

冒頭、第1回目交渉から7か月経過しての交渉に対し、大宮支社の不誠実と捉えられかねない姿勢を指摘しました。

今回の大地申第1号だけでなく、昨年の大地申第19号「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」の申し入れにおいて、運転士見習いの所定時間前に点呼を受け出区点検を行っていた事象に対し「過去から遡ってきちんと実態調査を行い、超勤をつけるべき」と議論し、実態があれば超勤とする事を議事録確認してきました。しかしいまだに履行されず、交渉では「現場の管理者まで伝わらず指示が曖昧だった」などと会社に問題があった事を認めました。

団体交渉の確認事項を反故にするという事は不当労働行為と捉えられかねません。 これからも会社のチェック機能を果たし、安全で安心して働ける職場環境を JR 東労組から創り出していきます!



本当に働いた分だけ超勤つけていますか?
36協定はきちんと守られていますか?



黙ってはいはいのように使われるだけです!
しっかりと声を出せる東労組に結集しよう!!